

不登校等の子ども相談支援強化事業補助金に係る Q&A

1. 相談援助について

	質問	回答
①	相談支援事業の専門職(社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理士、保健師等)を配置し、子ども・保護者から来所・電話等での相談に応じ、適切な助言を行うこととあるが、この「等」には具体的にどのような資格が含まれるか。 例えば、「不登校訪問支援カウンセラー」や「教員免許」といった資格を保有するスタッフの配置でも、上記の要件を満たす対象となるか。	不登校の背景にある心身の不安、発達の偏り、家庭や生活環境等に対する心のケア、福祉サービスの調整や医療機関等につなぐ役割を担っていただく上で、特に心理や福祉的な視点を持つ専門家の配置を要件としているところで、「臨床心理士」、「子どものこころ専門医」や「精神科医」による相談支援も可能です。 しかし、「教員免許」や「不登校訪問支援カウンセラー」の資格を保有される方の配置につきましては、本事業の補助対象とはなりませんのでご理解をお願いします。
②	以下の資格・実務経験についても、本事業における「専門職」として配置することは可能か。 ・利用者支援員資格(相談業務実績2年) ・保育士 ・放課後児童支援員 ・介護職員実務者研修修了	不登校の背景にある心身の不安、発達の偏り、家庭や生活環境等に対する心のケア、福祉サービスの調整や医療機関等につなぐ役割を担っていただく上で、特に心理や福祉的な視点を持つ専門家の配置を要件としているところで、ご理解をお願いします。つきましては、ご提示いただいた資格につきましては、本事業の補助の対象となりません。
③	臨床発達心理士、特別支援教育士、学校心理士等の有資格者は専門職に該当するか。	学校心理士は本県スクールカウンセラーの資格要件の1つとして認められているため、補助金の対象となります。 一方、臨床発達心理士については、県スクールカウンセラーの資格要件には含まれていないため、補助金の対象外となります。

④	「作業療法士」は、相談支援事業の専門職に該当するか。	
⑤	市町受託事業等で不登校・ひきこもり、困窮世帯等の子どもや保護者への相談援助・訪問支援の実務経験を持つ保育士は、本事業の専門家として配置することは可能か。	不登校の背景にある心身の不安、発達の偏り、家庭や生活環境等に対する心のケア、福祉サービスの調整や医療機関等につなぐ役割を担っていただく上で、特に心理や福祉的な視点を持つ専門家の配置を要件としているところで、ご理解をお願いします。つきましては、ご提示いただいた資格につきましては、本事業の補助の対象となりません。 また、家庭相談支援員や子育て世帯訪問支援事業等の実務実績をお持ちの方、や複数の資格をお持ちの方であっても本事業の対象となりません。 なお、居場所づくりにつきましては、専門家の配置を求めておらず、事業に直接従事される職員の賃金は補助金の対象となります。
⑥	作業療法士、保育士や教員免許などの資格を複数持つ職員が相談援助や居場所づくりの職員と兼務する場合、専門職としての配置や、本補助金の人件費の対象として認められるか。	
⑦	補助金の対象となった相談援助業務については無料で実施しないといけないのか。普段から有料で相談援助の業務を実施している場合、有償の事業は補助事業には該当するのか。	
⑧	相談援助と居場所づくりはそれぞれ独立した事業でないといけないのか。	相談援助を無料で実施することを要件としていませんので、有償の事業につきましても本事業の対象となります。
⑨	居場所づくりの中に相談援助が含まれる場合は、相談援助を実施していることになるのか 以下の事例の場合だと、全て補助対象になるのか 例1:居場所の時間が13:00-15:00、個別相談タイム15:00-17:00など、居場所づくりと相談援助が時間で区切られている場合 例2:居場所の時間が13:00-15:00、保護者の相談は随時受付とした場合 例3:居場所の時間が13:00-15:00、この時間内に子供から相談を受けた場合	居場所の時間内における相談援助、居場所とは別に設けられた時間に実施された相談援助、いずれも補助対象となりますが、専門家(社会福祉士、臨床心理士、公認心理士、保健師等)が相談に応じ、適切な助言を行うとともに、相談内容に応じて、適切な関係機関へつなぎ、相談者の支援の状況把握に努めていただき、適切な支援方法について検討・調整を行ってください。

2. 職員の賃金について

	質問	回答
①	今年度4月～相談員(有資格者)を雇用しており、不登校等の相談支援を実施していますが、その場合4月以降ですでに実施した賃金も対象になるか。	本補助金の補助対象期間は、令和8年4月1日～令和9年3月末日までですので、令和8年4月以降に実施された相談支援事業が、募集要項「3. 補助対象となる事業(1)」に該当する場合は補助の対象となります。
②	既存の職員が相談援助や居場所づくりに従事した時間分の給与を、この補助金から充当することは可能か。	社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理士、保健師等の専門的な資格を有する職員が相談援助に従事された場合は、本事業の対象となります。 また、居場所づくりに従事される職員は、資格要件を設けていませんので、専門家の資格所有の有無に関わらず、既存の職員が居場所づくりに従事された時間分の賃金は、本事業の対象となります。
③	補助対象事業に係る新規事業を立ち上げ、その事業に従事している分の人件費を恒常的職員に充当することは可能か。	本事業は、「滋賀県内に活動の拠点を有し、滋賀県内に居住する不登校またはひきこもり等の状態にある子ども・保護者に対する学校外での活動について、1年以上の活動実績を有すること。」を補助要件の1つとしています。 本補助金の補助要件を満たす上で、新規事業を立ち上げられる場合、恒常的職員の給与は本事業の対象となります。ただし、行政職員の場合のみ、臨時的任用職員および会計年度任用職員のみ対象となります。
④	交付要綱別表において、補助対象経費として「直接従事する職員に係る報酬、給料」が挙げられており、団体の運営経費や恒常的職員の人件費等の経常的経費は対象外とされている。 当法人の既存事業(フリースクール等)に従事している常勤スタッフ、非常勤スタッフ、専門職について、本補助金事業の「相談援助」や「居場所づくり」に直接従事した時間・日数分を明確に区分して実績記録(タイムカードや業務日誌等)で管理する場合、その従事した時間分の人件費(給料・報酬)は補助対象(10/10)として認められるか。	「居場所づくり」および「相談支援事業」に直接従事されたことが確認できる場合は、本事業の補助対象と認められます。
⑤	補助対象経費について、令和8年4月1日から対象になるが、実施要項の施行前の令和8年7月以前も、週一回以上の専門職の配置が条件になるか。	「週1回以上、専門家を配置した相談支援」が補助要件の1つとなりますので、令和8年4月から専門家の配置が補助要件となります。

3. 申請書類に関すること

	質問	回答
①	事業計画書は相談事業、居場所づくり、アウトリーチなど事業別に記入するのか。複数枚にわたってもよいのか。「具体的」とは日時も含めるのか。	事業計画書につきましては、事業別に記載をお願いします。1枚で不足する場合は、複数枚になっても構いません。また、事業実施時期が決まっていない場合は、予定の実施時期(令和8年10月など)を記載してください。
②	事業の実施体制は全事業担当者(賃金を支払う者)全員を書き込むのか？	賃金を支払われる職員全員について記載をお願いします。 なお、1枚で不足する場合は、同様の様式を作成の上添付してください。
③	別紙1(1)「法人概要」の「活動内容・実績概要」の「実績概要」はどのようなことを記入すればよいのか。	「活動内容」には、「設立目的・理念」、「実施されている事業」、「支援対象者」、「本補助事業との関連性」などを記載いただき、「実績概要」につきましては、「活動実績」を記載してください。
④	別紙1(3)「収支予算書」の説明の部分は別紙1(2)「所要額内訳書」の積算内訳と同じようなことを書くのか。必要な理由などの「説明」をするのか。	別紙1(2)「所要額内訳書」は、補助金の対象となる事業に要する経費を費目ごとに記載してください。 別紙1(3)「収支予算書」は、事業の1年間の収入と支出について記載をお願いします。
⑤	別紙1(3)「収支予算書」について 相談支援の場合、支出は相談員の給与や専門家報酬費などが主となりますが、その場合、収入はどのような科目になるか。 有料相談の場合は実費になる。人件費はかかるが、電話相談は無料で実施。	有料相談の場合は、相談料が収入となりますのでその額を記載してください。
⑥	「別紙1(4)事業内容」と「別紙1(6)実施内容」はどう書き分けるのか。	「別紙1(4)事業計画書」は、主に事業の取組内容や手法について記載いただき、「別紙1(6)事業実施スケジュール」につきましては、事業計画書に記載いただいた事業をいつ、だれが、どのように実施するかなどを記載してください。
⑦	提出書類「団体運営に関する書類(定款または規約)」とありますが、「履歴事項全部証明書」で可か。 可の場合、発行が半年以内など制約があるか。	申請される補助事業が、法人の定款に定められた事業目的に合致しているかなどを確認させていただきたいので、定款または規約をご提出ください。

4. 国や地方公共団体からの補助金の併用

	質問	回答
①	市から交付を受けている「子どもの居場所事業に対する支援金」は、「地方公共団体からの補助金」に該当し、本事業との併用はできないという理解か。	市から支援金の交付を受けられておられる場合は、本事業との併用はできませんので、御理解いただきますようお願いいたします。

5. その他

	質問	回答
①	要件に子ども・保護者とあるが、滋賀県民に限られるのか。	本事業は、滋賀県内に居住する不登校またはひきこもり等の状態にある子ども・保護者への相談援助等の充実を図ることを目的に実施しますので、原則、滋賀県民が対象となります。
②	使用料・貸借料にzoom等オンラインサービスの利用料も含まれるのか。	本補助事業の実施にあたり必要なzoom等オンラインサービスの利用料も使用料および貸借料も本事業の対象となります。
③	賃金、報償費、旅費は領収書が必要か？	原則、補助金申請時に提出いただく必要はありませんが、申請内容の確認のため、領収書の提出をお願いする場合があります。
④	不登校等の支援の場合、必要に応じて検査が必要になる場合があるが、検査費用は対象になるか。	本事業は、不登校等の子どもやその保護者の状況に応じ、医療や福祉サービスなどへつなぐなど相談援助等を充実させることを直接の目的としております。つきましては、検査に要する経費は、本補助金の対象外となります。
⑤	「印刷製本費」には、広報動画の制作などの経費は含まれるか。	広報動画の制作経費につきましては、「印刷製本費」に含まれません。
⑥	相談援助と居場所づくりは必ずしも同時間に、同場所を実施する必要があるか。 例えば、月曜日に居場所づくり、火曜日に相談援助という形でも可能か。	両事業を必ず同時間に、同場所を実施する必要はありませんので、例示いただいたような形態で実施いただくことも可能です。